

原規規発第 2309291 号  
令和 5 年 9 月 29 日

関西電力株式会社  
執行役社長 森 望 殿

原子力規制委員会

高浜発電所第 1 号機の一部使用承認について

2023年8月31日付け関原発第313号をもって申請がありました標記の件については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第17条第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象施設

使用前確認申請書（2023年8月31日付け関原発第313号）の第一期工事の表に記載の対象施設。

2. 使用の期間

自：2023年9月29日

至：本申請に基づく、確認証交付日

3. 使用の方法

高浜発電所第1号機（第2号機を含む。）の減容バーナブルポイズン保管場所変更工事を進めるために、現在、B蒸気発生器保管庫に保管されている1号機の蒸気発生器取替工事等で発生したコンクリート等の外部遮蔽壁保管庫への移動を行う必要があることから、一部工事が完了した外部遮蔽壁保管庫（1・2・3・4号機共用）を令和5年3月6日 原規規発第 2303063 号をもって認可を受けた設計及び工事計画に係る発電用原子炉施設に対する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第3項に基づく使用前確認証交付日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。